

「神奈川県過疎地域持続的発展方針（素案）」に対するご意見をお寄せください

令和3年4月1日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（過疎法）が施行され、県内では引き続き真鶴町が過疎地域として公示されました。これを受け、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎法第7条の規定に基づき、「神奈川県過疎地域持続的発展方針」を定めていますが、対象期間が令和7年度末までとなっているため、新たに「神奈川県過疎地域持続的発展方針」を策定します。

つきましては、「神奈川県過疎地域持続的発展方針（素案）」に関する県民の皆様からのご意見を募集します。

1 「神奈川県過疎地域持続的発展方針」意見募集案の閲覧（公表）方法

県政情報センター、各地域県政情報コーナー、地域政策課窓口で閲覧できるほか、次の県ホームページでご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/y2w/pub/c9728295.html>

2 意見募集期間

令和7年8月1日（金曜日）から令和7年8月31日（日曜日）まで

3 意見提出方法

(1) フォームメール

二次元コードからもアクセスできます⇒



県のホームページから直接、ご意見を提出することができます。

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=103042

(2) 郵送又はファクシミリ

意見提出用紙にご記入いただくか、任意の用紙に『「神奈川県過疎地域持続的発展方針（素案）」に対する意見』と明記のうえ、次のとおり郵送又はファクシミリでお送りください。

○ 郵 送 郵便番号 231-8588（住所の記載は不要です）

宛 先 神奈川県 政策局 自治振興部 地域政策課 地方創生グループ

※ 意見募集期間最終日までの消印があるものを有効とします。

※ 手話を撮影・録画したDVDにより意見を提出される場合は、上記宛先に郵送してください。

○ ファクシミリ (045) 210-8837

4 今後の予定

(1) 意見募集結果の公表

令和7年11月頃（予定）

個別の回答はいたしません。いただいたご意見の反映状況などを一覧表に取りまとめ、県ホームページ、県政情報センター、各地域県政情報コーナー及び地域政策課窓口にて公表します。

(2) 神奈川県過疎地域持続的発展方針の公表

令和7年11月頃（予定）

皆様からのご意見を踏まえ成案を策定し、県ホームページ等で公表します。

意見募集期間：令和7年8月31日(日曜日)まで

「神奈川県過疎地域持続的発展方針（素案）に対する意見提出用紙

[illegible]

政策局自治振興部地域政策課地方創生グループ

横浜市中区日本大通 1 〒231-8588

電話 045(210)3275 FAX045(210)8837